

諫早市書

令和元年11月

特別要望

諫早湾干拓事業における環境改善と 諫早湾を含む有明海の再生について



諫早湾干拓全景



強い農業づくり交付金事業により整備した
ミニトマトハウス



新たな方法で養殖した小長井町漁協の『垂下
式ゆりかごあさり』



長崎県 諫早市

要 望 書

諫早湾干拓事業の開門問題に関して、今年6月に最高裁から、小長井・大浦漁業再生請求事件及び排水門開放差止訴訟に係る独立当事者参加申出事件について、開門を求める方々の上告を棄却するとの決定が出され、「開門を認めない」との判断が下されました。

この決定は、本市の考え方に沿ったものであり、国が開門しない方針を明確にされた平成29年4月の農林水産大臣談話と併せて、大変心強いものがあります。

現在、他にも開門を巡る訴訟が続いており、今年9月に最高裁から、請求異議訴訟について、昨年7月の福岡高裁判決を破棄し、審理を福岡高裁に差し戻すとの判決が出されるなど、未だ最終的な問題解決には至っていませんが、諫早湾干拓事業で創出された調整池や干陸地では、新たな地域資源として様々な利活用が始まっております。

ただ、調整池周辺では、たびたびアオコ、ユスリカが発生しており、調整池の水質が水質保全目標を未だ達成できていないなど、依然として課題が残っています。

また、諫早湾においては、養殖牡蠣「華漣」や「垂

下式ゆりかごあさり」などの取り組みが行われていますが、漁業環境は依然厳しい状況にあります。

つきましては、開門しない形での問題解決を図るとともに、以下の事項について強く要望します。

記

- 一 事業アセスで自ら掲げた水質保全目標の達成に向け、調整池の湖底の状況調査等を実施するとともに、その結果を踏まえた調整池の浚渫、覆砂等、調整池周辺的环境改善について抜本的な対策を講じること。
- 一 漁場環境改善措置のさらなる充実を図り、開門しない形での有明海の再生に向けた取り組みをより一層進めること。
- 一 調整池や干陸地の一層の利活用のため、必要な取り組みを推進すること。

令和元年11月

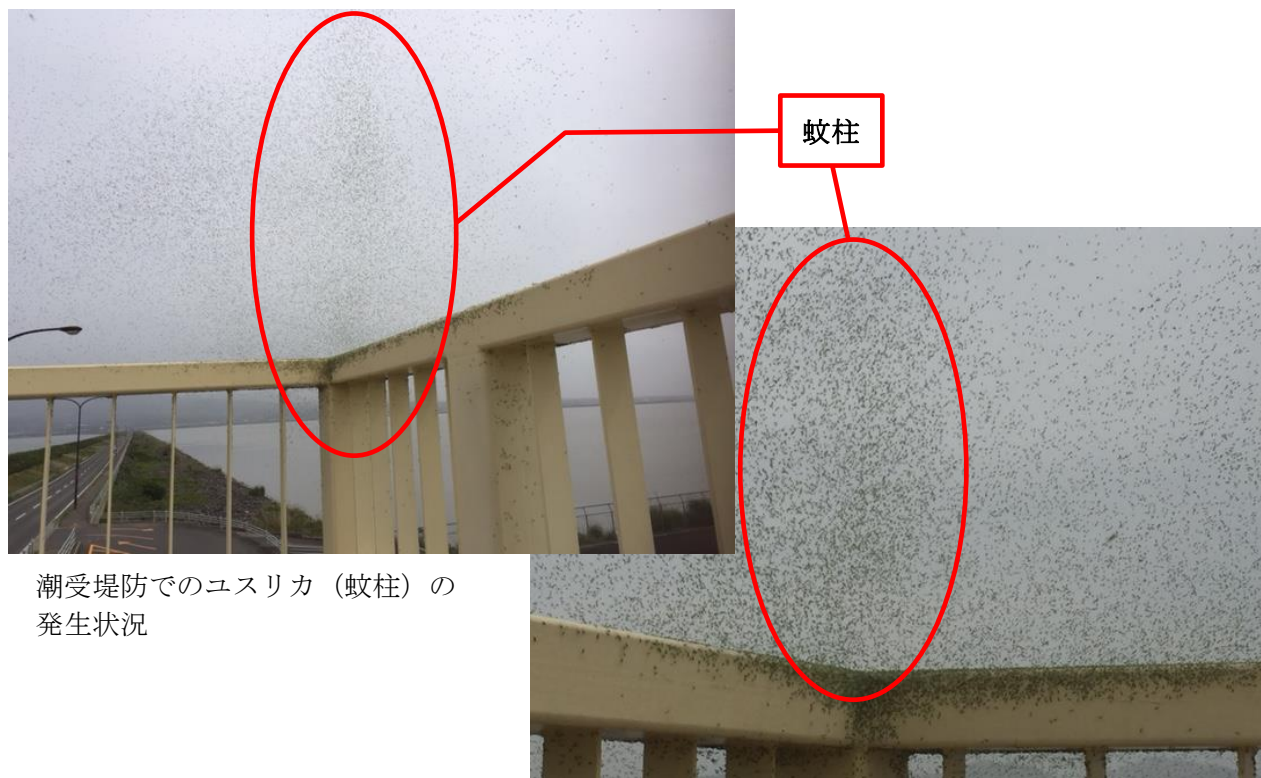
諫早市長 宮本明雄

諫早市議会議長 田川伸隆

アオコとユスリカの発生状況



北部排水門でのアオコの発生状況



潮受堤防でのユスリカ（蚊柱）の発生状況